

# NEWS 88

～ 再犯防止施策の流れ(前編) ～



## 「再犯の防止等の推進に関する法律」公布・施行までの経緯

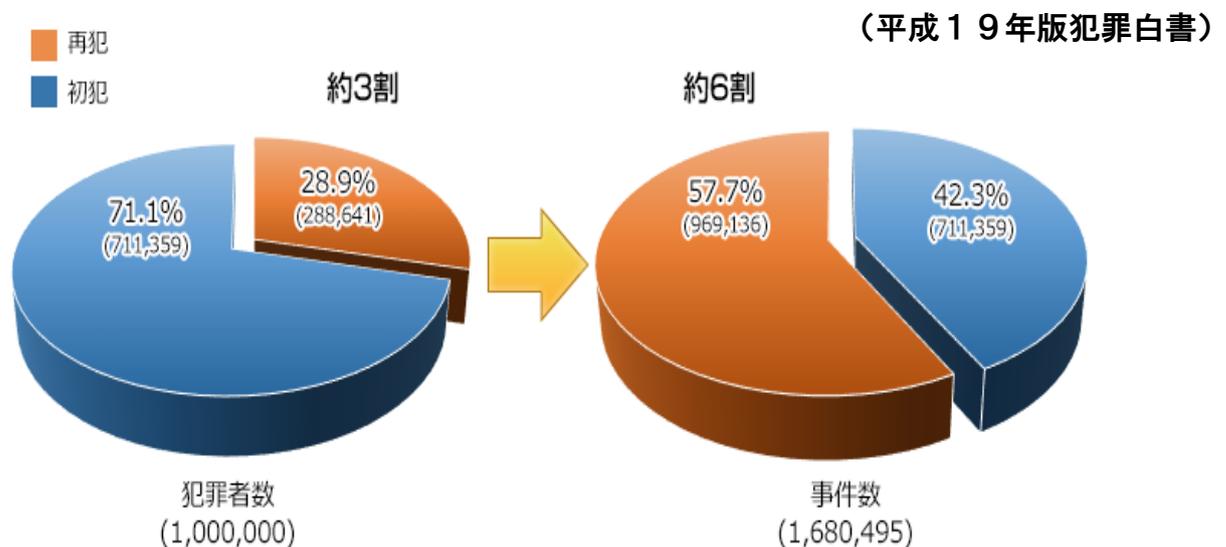
刑法犯の認知件数は、戦後長期にわたって年間140万件前後で推移していましたが、平成8年以降増加していき、平成14年には約285万件（7年連続で戦後最多を記録）となりました。このため、国は犯罪を減少させるために様々な対策をとっていきました。

平成15年 **犯罪対策閣僚会議**を設置

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画-「世界一安全な国、日本」の復活を目指して-」策定

平成19年

法務総合研究所が昭和23年から平成18年までの間に裁判が確定した100万人を調査した結果、全犯罪者の3割である再犯者が、全犯罪の6割を実行している状況にあることが判明しました。



平成20年

犯罪対策閣僚会議において

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008-「世界一安全な国、日本」の復活を目指して-」策定

刑法犯の認知件数は減少傾向となりましたが、そのうち、再び刑務所に再入所する者の数は横ばいであり、再犯者に対する施策の実施の必要性が高まりました。



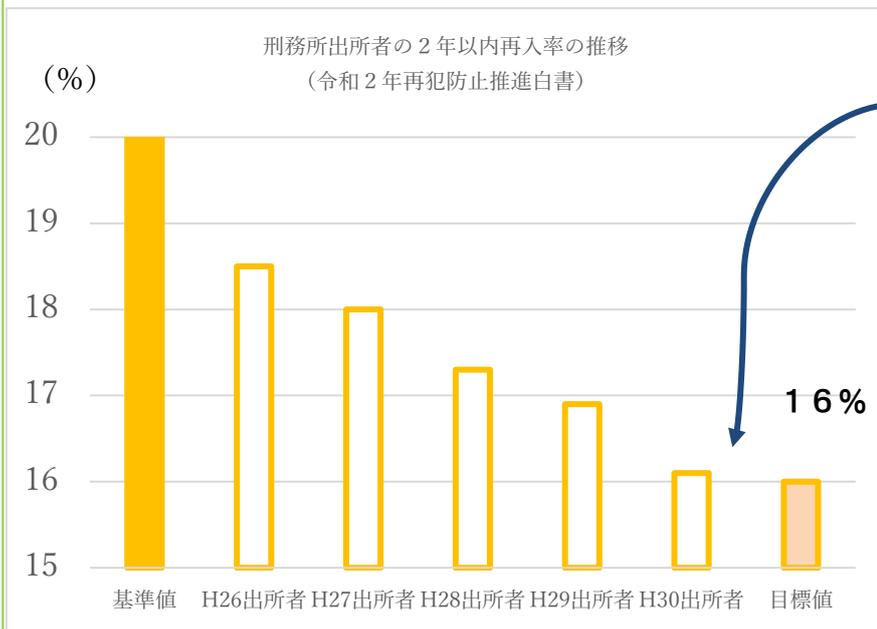
## 平成24年

犯罪対策閣僚会議において

「再犯防止に向けた総合対策」を閣議決定

※日本の刑事施策で初めて再犯防止対策の具体的な成果目標が設定されました。

『出所後2年以内に再び刑務所に再入所する者の割合を2021年までに20%以上減少させる。』



目標達成状況

目標値16%以下

↓  
平成30年出所者16.1%

出典

「令和2年版再犯防止推進白書」



## 平成26年

犯罪対策閣僚会議において

「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を閣議決定

※「仕事（就労）」と「居場所（住居）」の確保に向けた成果目標が設定されました。

目標達成状況

2020年までに犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を3倍にする

目標値：1500→1556（令和元年10月現在） 達成！！

出典「令和2年版再犯防止推進白書」

目標達成状況

2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる

目標値：4450人→3380人（令和元年10月現在） 達成！！

出典「令和2年版再犯防止推進白書」

さらに、令和2年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックを見据え、世界一安全な国を目指すために、国を挙げて再犯防止のための施策に取り組もうと党派を超えた国会議員らが再犯防止を推進する基本法の制定に向けて検討を始めました。検討に当たっては、法務省だけでなく、警察庁、厚生労働省、文部科学省及び国土交通省等の多くの関係省庁が議論に加わることになりました。

次回の後編では、「再犯の防止等の推進に関する法律」制定・施行後について説明します。

【問合せ先】

法務省高松矯正管区更生支援企画課

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

TEL：087-822-4460